

令和8年度 養殖ビワマス市場調査業務仕様書

1 目的

滋賀県（以下、「県」という。）では、令和7年度から琵琶湖に設置した生け簀での養殖ビワマス（以下、「湖中養殖ビワマス」という。）の生産に取り組んでいる。本業務は、試験的に生産した湖中養殖ビワマスについて、市場調査を実施し、産地ブランドとしての確立に資する情報を得ることを目的とする。

2 内容

県は、漁業の担い手の新たな漁業収入基盤を創出するため、湖中生け簀でのビワマス養殖生産による新産業の確立を目指し、ビワマス湖中養殖推進プロジェクトに取り組んでいる（仕様書別添資料①参照）。

平均体重を1kgにすることを目標に、令和7年度秋から令和8年度春にかけて試験的に生産した結果、平均体重は530gにとどまった（仕様書別添資料②参照）。しかし、小さいながらも、他の養殖サーモンにはない流線形の美しい容姿や上品な脂のりなどの特徴も見出している。今後、この湖中養殖ビワマスの目指すべきブランド戦略の方向性を明らかにすることを目的に以下の業務を行う。

(1) 市場性評価調査の企画・実施

- ・ 首都圏および京阪神の実需者を対象に、令和8年度の春に取り上げた湖中養殖ビワマス（以下、「試供品」という。）を用いた市場調査を企画し、実施すること。
- ・ 本事業でいう実需者とは、地域特産の食材や品質にこだわりのある飲食店およびこれらと取引のある仲卸業者とする。
- ・ 調査対象とする実需者は首都圏と京阪神で各5者以上とし、それぞれ仲卸業者を1者含めるものとする。
- ・ 調査に使用する試供品は、県が提供するが、県から受託者へ必要数を一括で受け渡すこととし、滋賀県内からの発送にかかる費用は委託費に含めるものとする。

試供品は、平均重量530gのビワマスを活締め後に急速冷凍したセミドレス（腹部を切り開き、内蔵を除去したもの）で、1袋あたり4尾封入されている（写真）。提供可能数は35袋程度である。

- ・ 市場調査評価にあたっては、以下の評価項目のほか、必要に応じて有効と思われる調査内容を追加して実施すること。

評価項目	評価内容
食味等	食味、食感、色調
外観・サイズ感	魚体の容姿やサイズ感
価格	適正な仕入れ価格

- ・ 調査実施計画書を作成し、県と協議の上、実施すること。

(2) 産地ブランドの確立に向けた今後の方向性の検討

- ・ 調査結果から首都圏および京阪神市場をターゲットとした場合の湖中養殖ビワマスが目指すべき品質規格を取りまとめること。
- ・ 他のご当地サーモンとの比較分析を行い、湖中養殖ビワマスのブランド戦略の方向性を提案すること。

(3) 企画提案書に明記する事項

- ・ 調査手法、時期、回数、想定する具体的な実需者名、湖中養殖ビワマスの市場性評価に必要な評価項目等
- ・ 湖中養殖ビワマスのブランド戦略の方向性を提案するための基本的な手法と工夫点等
- ・ 基本的な手法には受託者が選定した他のご当地サーモンと比較する視点を加え、自由に提案すること。

3 契約の期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金曜日）まで

4 実績等の報告について

- (1) 受託者は、上記業務について、県が必要と認める時には、その進捗や実施結果についてとりまとめ、速やかに提出すること。
- (2) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容を取りまとめた業務報告書1通、および電子データ1式を提出すること。
- (3) (1)および(2)の提出先は、滋賀県農政水産部水産課とする。

5 業務の遂行について

- (1) 委託業務の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は県と適宜打合せを行い、連携を密にすること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責においてこれを処理することとする。
- (3) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務の終了までに県に返却することとする。
- (4) 委託業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等（ホームページへの掲載等）での活用（二次使用）を妨げないものとする。

- (6) 成果物委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき県と協議の上、決定する。
- (7) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定める。



写真 試供品のビワマス